



とよなか人権文化まちづくり協会

第8号(2005年9月)

な い よ う

- 巻頭コラム 「分権時代における自治体人権行政のこれから」 /2
- 転載 「部落差別をみつめる(13)」 /3
- 部落問題は今、研究会 「人間みな兄弟—部落差別の記録」 上映会 /7
- よもやま話 市同促 50 年 「戦後 60 年、当時の蛸池北町の記憶」 /9
- 差別事件を考える 「行政書士による戸籍・住民票の不正取得事件」 /10
- 深層 「すてっぷ 館長交代劇の不思議発見…」 /12
- 楽遊ガイド 書評 「児童性愛者—ペドファイル」 /14
- このごろ 「協働・パートナーシップという言葉」 /15
- 蛸池地域から 「人権」 を具体化した取り組みを継続して… /18
- 豊中地域から 「マイペンライ—刺激的で心地よい出会いと素敵な思い出が…」 /20
- 「同和地区問い合わせ事件」 で確認会 /22
- あとがき /24

「分権時代における自治体人権行政のこれから」

【中川幾郎（理事）】

私は、部落解放・人権研究所編集による『人権年鑑』の「人権・同和行政」の項目のうち、「都道府県、政令都市の人権・同和行政の現状」を2カ年にわたって担当させていただいた。当の本人は、決して同和行政に明るいわけでも、大した知見を持っているわけでもない。実際には、この分野の研究者の末席を汚すほどにも至っていない、と忸怩とした思いがしている。でありながら、いわゆる「同和三法」終了後の「人権・同和行政」の現状を観察し、その中に流れている地方自治体（都道府県及び政令都市の60自治体）の政策的変化を注視し続けている。それは、分権時代の自治体人権行政の全体的水準は、同和行政を中核とする各種人権行政の広がり

と実態を追跡し、見つめていくことから見える、という期待からである。

「同和三法」の時代が終わり、社会全般に「同和問題の時代は過ぎた」という雰囲気漂い始めていることは、やはり否定できない。しかしながら一方で、同和問題が真に解決したとは本当のところ誰も思っていない、という奇妙な二重構造があるように思える。現実には、近畿地方における一部の市町村合併協議においても、当該市町村における旧同和地区の存在が、公然とした議論の中で合併拒否の主たる要因として語られた、などという切実な事例を地域の人から聞かされる。調査対象自治体の「人権・同和行政」にもこのような二重構造が微妙に投影されており、特に三法以後の同和行政へのスタンスの取り方に、戸惑いや揺れがあるように感じられた。

自治体によっては、旧同和地区を包含した「人権のまちづくり」への展開など、これまで培われてきた「同和行政」の成果を、積極的に今後の「コミュニティ行政」や「人権行政」の中核に据えることを意識しようとしているところもある、その一方で、これからは一般的「人権行政」だから「同和行政」の時代は終わったという消極的な意識に見えるところもあり、この分岐がかなり不透明なところがある。



しかしながら、時限立法の期限切れが自治体責任の期限切れにつながるわけではない。国の方針を伺って仕事をするような、機関委任事務的システムによる下請け思考主導の時代はとうに終わっているのである。むしろ、同和問題を初めとする各種の人権課題への地方自治体としての現状認識とその取り組みは、却って厳しく問い直されてくると言えるのではないか。分権時代における自治体同和行政を初めとする人権行政の水準は、それ自体が自治体の政策的主体性、地域社会の民主化度やガバナンス（市民参画）水準、ひいてはコンプライアンス（組織倫理等）の水準を示すものである。

三法以後は、自治体独自の人権・同和行政への取り組みと達成を示す指標開発、そして主体的な政策開発が、なお新

たに必要となると思われる。例えば、一般施策を活用しての同和施策とは、当該自治体では具体的にどのような施策か、またそれはどのようにして適用されるのか、が今後問い直されていくべきであろう。また、縦割りの弊害を克服した総合的な人権行政のシステムが整備されつつあるのか、さらには、現状認識と課題設定を最新のものとする独自の「実態調査」がなされているか、などである。分権時代においては、自治体の人権・同和行政もより主体的な取り組みを必要とする段階に入った、と実感する。

●「人権年鑑」は、豊中人権まちづくりセンター（資料室）でご覧いただけます。

転載「部落差別をみつめる」その(13)

あれもした・これもした、つきない思い出…そして、浮かぶなつかしい人たちの顔、顔、顔…

【乾 重美】

はじまりは1976年5月

上司からは「3年ほど辛抱して来いや」、周りの人からは「大変やね」という「はなむけ」の言葉に送られて、豊中解放会館に異動になったのは1976年5月だった。それまで部落問題には距離をおいていたが、解放会館職員であることへの偏見にどう反応するかということ

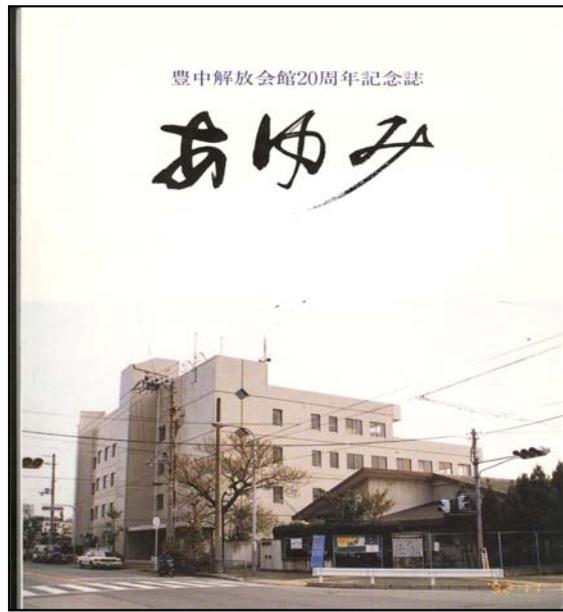
で、差別に対して自分の考え方を明確にしていかなければならなくなった訳である。豊中市同和事業促進協議会の会長であった寺本知さん（故人）は、「同和問題に関わるということは、人間とは何かという原点の問題であって、一つひとつ鍛えられてきて、その人間は成長する」と豊中解放会館20周年記念誌「あゆみ」の

中で述べられているが、私の場合はどうだったのだろうか。

解放会館職場では専門職としての自覚は少なく、転勤の当初は毎日何をしていたのか分からないままであった。解放会館連絡協議会（人権福祉施設連絡協議会）では、何年経っても「解放会館は何をするところか」ということを議論していたので、いろいろやってみるところとか、結局のところ何でもありだったと思う。社会の変化の中で会館をどう位置付けるのかという課題は続いているが、本庁では体験できないことがいっぱいあり、24年間もの間、楽しく過ごさせてもらったというのが実感である。出先機関であることや、基本的に対人援助の仕事が自分に向いていたのかもしれない。

遊び心いっぱい

「人間の血は涸れず」や「あゆみ」「にんげんはすばらしい」などの編集や展示、パネルの製作、会館だよりの発行はまじめに取り組んだ部類であるが、イベントの実施、特に「チャレンジ・サイクル」は遊び心を満たしてくれた。あのころ、どうして、自転車で広島へ行ったり、淡路島や琵琶湖を一周できたのが、不思議である。「リバティ・シアター」はどんな作品でも上映できる理屈として、「感動する心を大切に」として、楽しんでいた。とにかくイベントをやるときは「会館とは無駄と遊びと満足を得るところだ」を地でいっていた。誰かに乗せられていたのかもしれないが、担当がいちばんノラなければイベントは



盛り上がらないと思っていたし、住民が楽しく生きることのお手伝いをするという楽しみがあった。

にくめない人たち

いちばんの思い出は、地域の人との息の長いお付き合いがあったことである。80年代までは、仕事の邪魔をしにというか、毎日のように事務所に入ってくる人がたくさんいた。個性のある憎めない人たちであった。最近、そんな人がいなくなったのはさびしい。地域の人との関係性があるの隣保館職員だというのは、時代遅れなのか、と思う。なんでも話ができるという関係は短期間では無理であろうが、ひとりの人が評価してくれれば、口コミで伝わっていくものである。あるとき、Aさんから「困ったことができたので、すぐ来てほしい」と電話があった。夜の10時頃だったが、困ったときの相談相手に私を選んでくれたということは嬉しかった。信頼されれば、

それに応えようとするのは当然である。

相談事業の極意

相談活動については、現在、総合生活相談事業という名称で行なわれている。これは、大阪府の補助金制度が変わったためであり、この補助金をもらうためには年間、何件の相談を行ったのかという実績をつくらなければいけない。現実の対応としては、困っている課題を解決するということで、サービス利用等の手続きをし、サービス等が得られたら解決したとして、1件とカウントする。

私が行っていた相談は、日々生活をしている人に対して、生活課題を解決してきたとは思えない。当時、生活をしていくために利用できる制度やサービスが少なかったためかもしれないが、相談というより話し相手になっているだけというか、解決などできない問題だということをお互いに分かっていたと思う。相談記録はあまり書かなくても良かった時代の話である。

この総合生活相談の「総合」という意

総合生活相談

生活、福祉、子育て、教育、
就労などの相談

■月曜日～金曜日

■午前9時～午後5時

■06-6841-1313

(豊中人権まちづくりセンター)

■06-6841-5326

(蛍池人権まちづくりセンター)

味は何なのか。さまざまな分野における相談に対応していくという意味もあると思うが、それだけなのか。いちばん困っている人は誰なのかを考えたい。本当に困っている要求は見えないものだと思っている。

誰もが制度やサービスを利用してあたりまえに生活していくことは当然のことではなければならない。館で行う生活相談は、住民がやりたいことを実現できるような取り組みであってほしい。会館が中心になって人権でまちづくりをしようとするのであれば、社会資源を利用して生きていくことはあたりまえであって、プラスアルファがほしい。家の中で孤立している人にヘルパーが行くだけでは足りない。毎日を楽しむ、みんながやりたいということを手伝うという発想である。そういう意味で7年間であったが、トークマインドの取り組みは楽しかった。

楽しかった「トークマインド」

トークマインドは豊中での精神障害者の地域サロンのことで、大阪府総合福祉協会からの委託を受けて、97年から行ってきた。サロンだから、精神障害者だけでなく、外出困難な人にも呼びかけた。私は逆に、参加者から楽に楽しく生きることを学んだ。「サロン」では、新しい施設ができたり、催しがあるとすぐに出かけるようにした。そうすると、参加者はディサービスセンターなどで自慢することができる。85歳の人がおしゃれして参加すると、とても嬉し

かった。

ボーリング大会もやった。車椅子の人も滑り台を使って、できる。大会だから、表彰状を渡す。その後で、家庭訪問したとき、表彰状がベッドの周りに貼ってあり、それから、毎年やるようにした。温泉入浴にも行った。清潔を保つ入浴ではなくて、温泉である。何年ぶりに温泉に入って夜はぐっすり眠れた。などと喜んでもらおうと、また、行こうか、となる。

自分なりの楽しみ方をどれだけ持っているかは、充実した人生を送れるかどうかに関わっていく要素だと言える。人権や福祉でまちづくりといわれているが、誰でもが最低生活の保障だけではなくて、生活を楽しめるという工夫がほしい。外に出て行って活動することが楽しいというまちづくりである。このことは、「同和」事業としておこなっていた社会活動推進事業や家族レクリエーション事業の目的と通じるものがあつたと思っている。

居宅介護支援事業所ちがつた味

居宅介護支援事業所は、他の隣保館施設ではやっていない取り組みであつたが、診療所を運営してきた経験があつたし、職員の皆さんの協力により、会館でできることとして実現した。課題は多かつたが、これまでと違う形で住民との接点が増えた。それまでの関係機関への「つなぎ」という相談活動ではなく、会館が独自にサービスを持ち、直接決定できるという活動は心地よいもの



であつた。

センターは夢を実現できる施設

寺本知さんが「あゆみ」の中で、解放会館について、このようにありたいという願いとして、3点を述べておられる。私なりに、解放会館は①人権課題解決、差別解消のために人々が活動する場。②自己を表現し、心を豊かに(人間を解放)する場。③傷ついた人の癒しの場、社会的に排除された人が安心できる場。と考えたい。もともと、地区の人は差別のあるところへ出て行かなくても、会館で用事が済まされる、と考えられていたと思うが、会館は他の施設を利用できない人が、安心して利用できる施設であり続けてほしい。現実には、補助金要綱に合う事業、市の事務事業評価のものさしがあり難しいかも知れないが。

寺本さんも山根匡雄さん(初代館長・故人)も人間愛というか解放会館への夢を語っておられた。私もそれなりに夢を持って生きてきた。人権まちづくりセンターは、夢を実現できる施設であつてほしい。

「部落問題は今、研究会」

テーマ「部落問題はどのように伝えられているか？」

その（１）映像を通して考える

映画「人間みな兄弟—部落差別の記録」上映会

今年度は「部落問題はどのように伝えられているか」をテーマに行います。1回目は、40年前に内閣同和对策審議会が答申を出した日である8月11日に、1960年に制作された「人間みな兄弟—被差別部落の記録—」という映画（監督：亀井文夫 約60分）を見ました。

1960年は、同対審答申が出される前でもあり、部落差別の存在を訴えることに主眼がおかれた映画でした。「道がある。その道がせまくなっているところに、部落がある」のナレーションで映画は始まります。貧困と劣悪な生活環境、安定した仕事からの排除、職場での排除や結婚差別、子どもたちを取り巻く様子など様々な被差別部落の状況が映し出されていきます。

映像による訴えは、インパクトがあります。これまでも啓発映画は、多く制



作され放送されてきました。それらの原点的な作品であり、何十年ぶりに改めて見ました。私が部落問題を学習した1969年頃に映像としてあったのはこの映画と解放同盟が作成した国策樹立を求めて行った大行進の記録映画「解放のたたかい」「荊の道」ぐらいだったと思います。「橋のない川」（監督：今井正）が公開された年でもありますが。

参加者の多くが初めてこの映画を見たということでした。今の時点でこの映画を見るとこの当時の貨幣価値がわからず、賃金や労賃がどの程度低いかかわからないとか、住環境の劣悪さもその他の一般的な住環境がわからないので比較のしようがないという感想もありました。

溝口さんは、初めて見たときは就職前だったので吹田の中学生が就職差別を受けて自殺した場面など就職に関するところが印象として強く残り、就職差別を受けるのかなと思ったそうです。その後自らが数社から就職差別を受けたと言われました。

私自身の初めて観たときの感想は、和歌山の「白子」を取り上げた場面が印

象に残って、啓発に使ってもいいのかと疑問に思った記憶があります。当日配布された1960年当時の雑誌「部落」に掲載された座談会を読んで、この場面の取り上げ方はその当時も疑問としてあったのだと知りました。同和教育の実践として仲間作りとして取り上げられたようですが、私の中には「白子」が残ったようです。何が印象に残ったかは、そのときの問題意識に左右されている感じがしました。偏見批判の学習をしていたからかなと思っています。

法以前は、部落問題をどのように伝えているのかということとその後の映画に影響を与えた映画として今見てどうなのかということでのこの映画を見ました。1986年に作成された記録映画「人間の街」に携わった溝口さんも一番意識したと言っていました。

貧困の問題や住環境の劣悪さなどは表現しやすいこともあり多くの時間がこのことに割かれる。しかし、差別との関係をどう表現するのか。この映画では、就職差別や結婚差別、部落の横にありながら部落の人を採用しない工場な



どが出てきます。住環境などの目に見えるような課題は、この間の事業で大きく変わったといえますが、就職差別や結婚差別などの問題は本当に解決できているのかどうか。

部落の人々のたくましさ子どもたちの明るさが印象に残りましたが、子どもたちを取り巻く環境は本質的に変わっているのかどうか。

問題意識は次につないでいこうと思います。

なお、この映画はビデオで、「荊の道」はDVDで「人間の街」は16ミリで「協会」が所有していますので、見たい方は申し込んでください。

【八塚勇一(事務局長)】

人間みな兄弟 - 部落差別の記録 Men Are All Brothers

1960年 / モノクロ / 16mm (原版 35mm) / 60分

監督：亀井文夫

解説：宮田輝

原案：杉浦明平

提供：日本ドキュメント・フィルム



よもやま話 「市同促」50年

戦後60年、当時の蛍池北町の記憶

60年前、当時の蛍池北町について思い出すと、洗心道場（町の集会所）の敷地内に防空壕があり、空襲警報のサイレンが鳴ると避難したことをかすかに覚えています。姉などは防空壕にくる途中、機関銃の的にされ、弾があられのように降り落ちたと話したことも聞きました。不幸にして尊い命を爆弾で奪われた人もいました。町内は何軒か空襲で焼かれ、その日その日を生きること必死でした。しかし、自然は豊かで池には蛍が飛び交い、森があり、田畑がたくさんありました。夏には池で泳ぎ、小川ではメダカをすくい、池の傾斜を使ってよく滑ったものです。

空を見上げると、飛行機どうしが空中戦を戦い、豊中市内では焼夷弾が落とされ、今の豊中駅の西側（玉井町）がかなりの被害にあいました。また、飛行場がたびたび空襲にあうので、軍隊が避難と日常活動を行うため当時の国民学校（蛍池小学校）を使用していました。子どもたちは洗心道場で学習をしていたように思います。

1945年8月15日、天皇の「玉音放送」により敗戦を迎えました。大阪空港は軍事飛行場でしたので、戦争に負けたことによりすぐに米軍が攻めてくる、早く田舎に行くように、山に逃げよう

などの噂が飛び交い、これから進駐軍が来るとどうなるのかわからないと、人々は不安な日を送りました。

やがて進駐軍が飛行場に進駐すると、あちこちにダンスホール、キャバレー、ミルクホールなどのけばけばしいペンキを塗った「西部」風の建物が一夜づくりで現れ、町はたちまち様変わりするとともに活気を帯びました。しかし、子どもたちの教育、仕事、人間関係などあまりよくない状態でした。急激な人口増加に伴い、生活環境も変わり、子どももふえて何とかしなければと17番町子ども会が誕生しました。また、町内の人の信仰心はあつく、食糧状態の悪い時でも洗心道場に朝、仏様にご飯を供えることなども持ち回りでしていました。

そして、進駐軍が引き揚げると、町の様子も変わりますが、そのことは次の機会に書きたいと思います。

【前田勝正（理事）】



1949年頃の大阪空港通り

差別事件を考える

行政書士による戸籍・住民票の「不正取得」事件 豊中でも25世帯・のべ58通が…！

1. 「事件」の経過

2005年1月26日、兵庫県加古川市在住者から部落解放同盟兵庫県連に行政書士と興信所に関する苦情があり、同県連が兵庫県に対して重大な人権侵害事件が発生している可能性があるため、行政による調査を求めました。その後、兵庫県行政書士会に所属するY行政書士（4月8日廃業）が、職務外の件であるにもかかわらず、繰り返し、興信所の依頼を受けて、報酬を得て、第三者の戸籍謄本を入手し、興信所に横流ししていたことが発覚しました。同じく大阪府行政書士会に所属するT行政書士も、自分の職務上請求用紙を興信所に提供し、興信所が兵庫県在住者の戸籍謄本等入手していたことも判明しました。

4月14日に行われた同県連による事実確認会では、Y氏は2001年4月頃から6社の興信所の依頼を受け、計800件に及ぶ職務上請求用紙で戸籍謄本など不正取得していたことが明らかになり、本人もこのことを認め「調査業者から依頼があり、何も考えず引き受けてしまった。差別意識や法律に反する行為だ」という認識はなかった。私がし

26-022171	
職務上請求書 住民票の写し	
長取 平成14年10月2日	
請求の種別	戸籍・住民票の写し 住民基本台帳の閲覧
住所	[Redacted]
世帯主の氏名	[Redacted]
請求に係る者の氏名	[Redacted] (用紙復料金)
使用目的・提出先	相続資料、大阪地裁
請求者 事務所所在地 氏名	行政書士 [Redacted]
登録(会員)番号 及び電話番号	[Redacted]
登録(会員)番号	[Redacted]
電話番号	[Redacted]
使用者 住所 氏名	請求者との関係 (興信所 事務員) [Redacted]
日本行政書士会連合会 03 (3478) 0031	大阪府行政書士会 統一用紙 06 (9948) 7501

たことで損害を受けた方がいたのなら申し訳なく思う」と謝罪しました。

T氏の職務上請求用紙による不正使用についても、何年間で何件とらわれていたなどの事実は、現在のところ確認できていませんが、日本行政書士連合会の調べでは、職務上請求用紙40枚程度が無断で持ち去られているとの報告がありました。ただし、T氏は「事務所で雇用していたG（興信所代表者）が勝手に職務上請求用紙を持ち出し、不用していた」と述べています。

そして、宝塚市のK行政書士も同じような不正使用事件を起こしており、その件について兵庫県行政書士会として詳しく調査することなどが確認されました。また、某興信所の業務日誌の中に、興信所が「部落地名総鑑」と不正取得した戸籍謄本と照合していたのではないかと推測される記載がありました。

2. 豊中市に情報公開をする

今年は「部落地名総鑑」事件から30年、「部落差別等身元調査規制条例」から20年ですが、この間のとりくみをあざ笑うような事件です。しかも戸籍法で職務上の権限を与えられている行政書士が、興信所とつるんで他人の戸籍や住民票をとっていたのです。

事実解明のために、6月3日に豊中市役所の総務部情報公開課でY、T、K行政書士名による職務上請求に関する情報公開をしました。ただし、保存期間が戸籍謄本は3年、住民票は1年となっているため、開示対象となるのは2002年以降の戸籍謄本と2004年以降の住民票

のみとなりました。6月22日に対象文書が部分開示され、K行政書士名による行政文書が1部、T行政書士名による行政文書が24部の計25部ありました。なお、Y行政書士名による行政文書については保存期間内で開示対象となる行政文書はありませんでした。

これらの文書からは、請求があったのは25世帯で、戸籍謄本が16通、原戸籍が15通、戸籍の附票が16通、除籍謄本が2通、住民票が8通とられていること、使用目的は「相続資料」、提出先は「大阪地裁」と書かれていることがわかりました。

これらが身元調査に使われていた可能性もあり、さらなる真相解明が必要です。また、「事件」は差別を商う人・買う人の存在をささえているのは私たち一人ひとりの人権意識であることを示しています。だから、法律や制度の不備をととのえることは大事なことです。それで問題が解決するわけでもないことをみておく必要があります。

【重本洋輔（事務局）】

情報BOX・蛍池

●子ども広場交流会

10月22日 午後2時～4時 蛍池青少年運動広場(雨の場合はセンター)

●校区スポーツ交流会

11月3日 午前9時から午後3時 十八中学校グラウンド(雨の場合は中止)

深層

「すてっぷ」 館長交代劇の不思議発見…

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」(以下、すてっぷ)の前館長Mさんの「雇い止め」裁判が、昨年(2004年)12月17日に提訴され、8月24日に第5回の審理がありました。書面のやりとり(答弁書、準備書面、証拠説明書など)が続いていて実質審理にはまだ入っていません。被告は、豊中市と財団法人とよなか男女共同参画推進財団(以下、財団)です。

すてっぷの館長さんが昨年4月に交代していたってご存知でしたか。広報紙にも載ってませんでしたよね。財団ができ(00.9)、すてっぷがオープンした2000年には、5月に館長公募、9月に館長にMさん(応募者60人)、11月にはもうすぐオープンと紹介されましたのに…。あまりにもひっそりとした交代ではなかったでしょうか(不思議その1)。今回は60人もの応募があった公募をどういうわけかやっています(不思議その2)。事業課長(プロパー＝専門職)は公募だったようですが…。

すべての書面を読んでいるわけではないのですが、すてっぷオープン(2000年11月17日)以来の「業績」について被告豊中市、財団はかなりの評価をしているのです。マイナス評価は見当りません。例えば「原告はすてっぷの存在感を高めるという立ち上げ段階の配置目的に沿う実績をあげており、更に次年度も



原告を非常勤館長として雇用する必要性が認められたので、それぞれ更新することとしたものである」(財団準備書面25/9)。というように(不思議その3)。

被告は言います。「本件雇用契約は、期間の定めがある明白な契約である。～有効かつ適法なものである～」(同上書面)。1年毎の「辞令」の(注)は「上記雇用期間満了時に任命権者から別段の意思表示なき場合は再雇用しないものとする」とあります。公募の広報(00年5月)では「更新の場合あり」です。このただし書きが「形式」かどうか争点の一つですが、女性が働き続けられる職場づくりを(05.2)、今、女性の就職は…(04.2)、就労などで格差や人権侵害が明らかに(03.11)、働いている女性の約3人に1人が仕事の中断期間を経験(02.8)、と広報で連発している被告は働く、働きたい女性にとって「形式」かどうか心配事であることを認識されておられますでしょう。(不思議その4)。

女性(男女共同参画)センターの労働実態について、昨年、「ぐるーぷ・わいわい」が、『女性センターで働く人たちはー非常勤職員が支える女性センターー』を発行されました。その中で「女性差別をなくしていく女性センターでなぜ？」という声が寄せられています。「それなりの知識がいり、情報もある。意識もある。それだけで十分に尊重されるべき存在。それを軽い存在として、いつでもクビを切れる状態においておくということ。そして力をつけてきたら、それを生かす前に『雇い止め』という形で終了。～」という声を、どのように聞き、どのように受けとめるのか、真摯にむきあわなければならないと思います。

残念ながら、豊中市・財団にこのような姿勢はうかがえません。「～すてっぷの象徴としての位置づけであって、立ち上げ段階を念頭においた職制であった。したがって存在感を高める役割を担う非常勤館長職は、暫くの間は存置される見込みであったが、数年にわたって引き続き雇用されることは当初から予定されているわけではなかった」（前記書面）。「看板」として利用するだけ利用して切り捨ててはばからない。2000年の公募案内にも明記されていたのだとしたら、「一貫した姿勢」ともいえなくもありませんが…。広報の啓発記事とは正反対のことではないでしょうか(不思議その5)。

2002年10月11日のお昼すぎ、市役所前でピラを受け取りました。6～7人の

女性だけで配布されていたので「何のピラ？」と受けとったのですが、「男女共同参画推進に名を借りた、ジェンダーフリー運動(社会的・文化的性差をなくす運動)のこと、知って？」とありました。「教育(日の丸・君が代)のつぎはジェンダーフリーつぶしか…たいへんやな…」と、すてっぷや市の姿勢に共感し、がんばってほしいと思ったものです。というのも「女性らしく」ではなく「自分らしく」(00.1)、これに対する意見への回答(00.3)、など広報での姿勢を評価していたからです。ピラは、すてっぷオープン2年の活動や財団、市の姿勢を批判するものでした。その後、Mさんや推進する立場の人を実名で批判するピラもありました。また、男女共同参画推進条例(03.10.10施行)成立過程での市議会でのやりとりなどもありました。

豊中市、財団は「館長交代劇」をこれらの動きと関係ない、としています。果たして本当にそうでしょうか。これらの一連の動きを抜きにして今回のことが考えられないのは「市民」に敏感な行政のことからして当然なことだと思うのですが…(不思議その6)。

すてっぷの知名度、存在感は高まった、実績もあがった…所期の目的は達した。だから「雇い止め」。「女性センターでなぜ？」って思いますよ。これって小泉流のあざとい利用主義と重なってませんか？

【石原 敏(評議員)】

楽遊ガイド



書評 「児童性愛者ーペドファイル」

著・ヤコブ 訳・中田和子
解放出版社

読者ですら怒りを感じるのに、潜入取材を行った著者は本当に大変だったと思う。

主に登場するのがインドでの児童買春だった。日本での児童買春がどれほどのものかわからないが、「幼い子どもにしか性的興奮を覚えない」という行為が「病気」とするのであれば、被害にあった子どもを救うための取り組みや「病気」を治すための取り組みの両方が必要なのではないだろうか。

水面下ではまだまだ沢山の子どもたちが被害にあっているだろう。被害にあった子どもたちがぐっすり眠れる日が来るのを望んでやまない。

【森山輝子（事務局）】

この本は、豊中人権まちづくりセンター(資料室)で閲覧・貸し出ししています。

●こんな本もあります。

「人類館 封印された扉」
演劇「人類館」上映を実現させたい会
アットワークス

「人権学習プログラムと博物館」
小島伸豊 解放出版社

「靖国問題」
高橋哲哉 筑摩書房

奈良の女儿誘拐殺害事件の直後に目にした一冊。タイトルを見て思わずドキッとした。

実際にこの表現をめぐる議論が紛糾してきた経緯もある。デンマークには、憲法に謳われた「結社の自由」の名のもと、世界で唯一、合法の「児童性愛愛好者協会」が存在する。本書は著者が児童性愛者になりすまし、潜入取材を行う。この取材がテレビ放送された後に会員2名が逮捕、協会は公式には自発的に閉鎖した。だからといって彼らが性的虐待をやめたとは考えられない。

さまざまな事実が明らかになるにつれ、目を覆いたくもなった。「子どもの人権」がどこに存在するのだ。お金で幼い子どもを買う彼らは、「このお金でこの子は学校にいける」と慈善事業でもしているかのような言葉を口にする。ふざけるな！彼女・彼たちはオマエらの性奴隷になるために産まれてきたんじゃない。

このごろ

「協働・パートナーシップ」という言葉

【平尾 和（理事）】

「とよなか市民活動ネットきずな」の活動にかかわるようになったこともあり、毎日のようにこの言葉に出会う。この言葉が、まっすぐに使われているのは、昨年4月にスタートした「豊中市市民公益活動推進条例」だ。「…複雑化する地域社会の課題にさらに力を合わせて対応することが求められ…」、「市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割を果たし、地域社会の課題を共有し、『協働とパートナーシップに基づくまちづくり』に取り組む…」という風にでてくる。

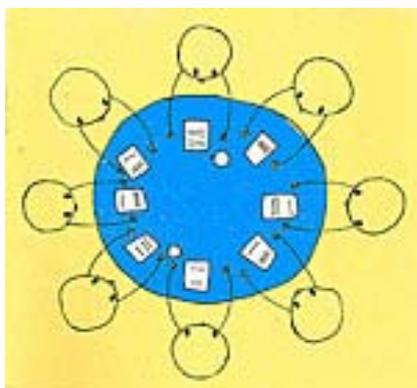
この言葉だが、実用的には、これまで行政がしてきた公共サービスや事業を、市民活動とどう協働して実施するかといった行財政改革の局面に、行政の各事業分野で一気に懸案テーマとして登場している。市民団体への事業や施設の管理の委託とか指定管理者制度の導入など、あわただしい場面での出番で

ある。そうした即効性を期待された使用のため、市の「行政運営上の新しいルー

ル」というより、「市民活動との新しい付き合い方」という感覚で流通している。

実用性という点では、実際に市民団体への事業や施設の管理委託はうまく進んでいるか、ということになる。しかし、行政の各分野でパートナーになる市民活動が都合よく取り組まれているとは限らない。たとえ取り組まれていたとしても、動機、規模、力量、関心度合いなどばらばらである。そこに、財政再建の問題が覆い被さってきたため、市民の中には「協働という名の安上がり・下請け行政」と言った批判もでてくる。そんな中で、「協働」を掲げ、市からの受託事業に取り組む私たちのグループ「きずな」は、「我こそは市民活動の先達」と自負するグループからは「新参者」と見られたり、行政との関係を「警戒」されたり、「胡散臭い」存在と見られたりする。

うまく、パートナーができたとしても、「協働」の実践の難しさは、私たちの日ごろの体験を振り返れば、すぐに思い当たる。例えば、対峙関係にしる、協力関係にしる、相方の欠点は、目に付きやすい。こちらの望みどおり動いてくれないという不満はたえずつきまとうし、自分の至らぬところはさておき、



相手側のせいにしてしまう。なぜ、こちらが望むことをしないのか、出来ないのかについて、推測も分析もしないで、相手をパートナーとして欠陥ありと決め付けてしまったりもする。「協働とパートナーシップ」という言葉が幸せに使いこなされていくためには、もう少し時間が必要なのではないか。

ところで、わが「人権文化まちづくり協会」(以下、「協会」)の2005年度事業計画には、「…今後、住民自治、自治体自治、住民との協働についての豊中市の理念が形に表されることを期待…」とか、市内の人権団体などとの交流・学習・共同事業として、「ESDとよなか(国連持続可能な開発のための10年)」を「協働行動を行う組織」と捉え、参加していく、という風に使っている。じっくりと、協働関係を熟成させていきたい意志の表現である。そこで、この「じっくり」が必要なわけを、考えてみたい。

まず、「市内の人権団体」との「協働」だが、それぞれの人権運動が、行政との協働・パートナーシップという点では千差万別に絡み合っているのではないか。人権侵害を受けた当事者とその支援者たちの運動、さらに、行政により支援・助成され育ってきた団体や市民活動の間には、その成り立ちからしてちがいがあ。前者には、行政闘争・抗議・異議という関係からはじまった長年の過程で身に備わってきた、根強い行政への不信感が、協働を考える際のハードルになっているかもしれない。後者に



は、行政の各担当と人権関係団体・グループの間にはこれまでの経過により成立している複雑多様な関係があり、外部から見た場合、閉鎖的な関係と写りやすく、協働のモデルとは見られにくい。

この「閉鎖的な関係」という写りは、人権問題や行政の人権施策に対する市民社会の無関心により、さらに補強される。無関心ばかりか、これまで、当事者とその支援者たちの運動からの要求や提起によって、行政が実施してきた人権に関わる施策に対して、市民社会には無理解や批判、妬み感情が生まれたりもする。ちなみに、2000年12月に実施された市の「人権についての市民意識調査」の「人権問題への関心の有無」の結果では、関心の高い順に、犯罪被害者の人権、障害者の人権、女性の人権、高齢者の人権、労働者の人権、家庭における人権、子どもの人権、民族問題や人種差別、在日外国人の人権、同和問題、HIV感染者の人権、性に関する人権の順で、関心が高い分野が40%台、同和問題は20%強、性に関する人権は10%程度だった。

人権問題が各分野で課題化し、解決すべく当事者や支援者によって取り組まれてきた運動団体の間には、生まれた時期の違い、また行政との関係の違い、加えて市民の関心度合いの違いを抱えている。そんななかで、人権活動団体が「協働」をキーワードに協力していくためには、こうした事情の違いをお互いに理解しあっておくことが、無用な誤解をさけることになる。

自分の団体が行政との協働関係に向かうかどうか、あるいは、これまでに形作られてきた行政との協力関係や制度を、協働という模索中の関係に改めていくのか…、他の団体の動きはどうか、等々の関心が、お互いを支え合う動きにつながっていくようになれば、ベストなのだが、そうは簡単にはいかない。行政との協力の内実は、公的資源(人、予算、施設など)面での協力という形になるため、この協力の形が人権問題の各分野での差として表れることになる。そこから、「隣の芝生は美しい」の例えにもあるようなねたみ感情が生まれるかもしれない。協働への模索は、こうした事情を乗り越えていかねばならないという意味で、じっくり感覚が必要だと思う。

「協会」の立場からすれば、これまで部落問題の解決をメインテーマとしながらも、相当以前から他の人権課題の解決の動きを支えてきたという自負がある。しかし、他の諸活動団体が、支えられてきたと考えているかどうかは別

問題である。当然の話として、それぞれの分野を切り開いてこられた苦労やしんどさについては、言葉で語りつくせないような経過を重ねてこられているからである。

蛇足であるが、こうした事情に対して行政の方に留意していただきたいのは、「…だからこそ、これまでの付き合い方を改め、よりいっそう『公平・公正』に…」という姿勢への硬直化に陥らないでほしいという点ある。むしろ、どのようにすれば、人権問題を解決するために、各主体が力を合わせて『公平・公正』な関係を作っていくことができるのかといった問題意識や姿勢を固めていただきたい。



「協会」が掲げる「市内の人権団体」との「協働」を進める上で、こうした現状を共通認識したり、それぞれの課題の交流が大切になっていると思う。現在、取り組んでいる『人間の血は涸れず』の続編は、その意味では、「協会」からの各活動団体への協働に向けた自己紹介におおいに役立つのではないだろうか。

蛍池地域から

「人権」を具体化した取り組みを継続して…

人権から地域を考える集い

蛍池では、「子育てふれあいの会」を中心に、一人一人の人権が大事にされる地域づくりをめざし、年間を通していろいろな取り組みを進めてきています。「ふれあいの会」の1年間の取り組みの視点を考える場としての「人権から地域を考える集い」は6月10日にセンターのホールで329名の参加の中で行われました。

はじめに、蛍池保育所での子どもの姿をビデオで観て、日頃の子どもの姿から、気になる子どもどうしの関係を職員劇にしてもらったものを発表していただきました。

その後、日頃から地域で子育てに関わられている方々から、「子育て支援と生活する力、人と関わる力」をテーマに、子どもとの関わりで自分自身が変わってきた事などをお話していただきました。

ふれあい教育研究集会



この集いでの視点を具体化していく取り組みとして6月19日に「ふれあい教育研究集会」が行われました。当日は校区内外から675名もの参加があり、昨年に引き続き「人権・なかま・学力」を大切に、学校・地域・家庭が連携して作り出す協働授業を中心に行われました。子どもの現実の姿を受け止め、取り組みきれたか、地域の教育力の向上につながったかということ、まだまだ課題はありますが、その後の「納涼祭」へとつながっていきました。

第22回納涼祭

7月23日には十八中学校のグラウンドで「第22回蛍池納涼祭」が行われました。「納涼祭」は、平和と人権の大切さを確認しあい、協働して部落差別をはじめ、あらゆる差別のない人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる



まちづくりと、蛍池地域の子ども達の健やかな成長と青少年の健全育成を進める場をめざし、人権に根ざしたまちづくりの一環として行われている行事です。今年も、特設の舞台では刀根山高校の吹奏楽からはじまり、保育所から小・中・高等学校、そして地域の各団体より日頃の練習の成果を表現していただき、若さあふれる納涼祭となりました。

そして、今回は神戸より「神戸華僑総会・舞獅隊」のみなさんによる中国の伝統芸能である「獅子舞」を披露していただき、観客からは、すばらしい妙技・演技の度に「ワー」という歓声とともに大きな拍手がおこっていました。

舞台発表の最後には、日頃からセンターで活動をしている太鼓クラブ・太鼓サークル「蛍」・コスモス作業所の方達による素晴らしい太鼓の演奏で、最後まで会場はいっぱい盛り上がりましました。

年々見ごたえのある舞台発表になっているせいか、今年は4,000人を越す人が集り、模擬店の方も21店・ゲームコー



ナーも14店もの店を出していただき、どの店も大盛況で売り切れが続出していました。

イタリアの音楽家と交流事業



また、研究集会と納涼祭の間には、昨年度より進めている「イタリア生活文化交流協会」で、6月26日～7月9日の間にイタリアの音楽家とその家族を招いた交流事業を開催することができました。イタリア・サビーナ地方の「個人の自立」「個人の尊厳」を土台とした音楽交流が東京・長野と豊中で開催されました。

蛍池でも駅前のルシオーレでのコンサートでは200名程(?)、空港でのコンサートはセンターの太鼓クラブと太鼓サークル「蛍」も出演し、300名(?)もの参加の中大成功のうちに終え、帰国直前のアクア文化ホールでのコンサートでは、会場が満席で立ち見が出るほどでした。

【福島智子（事務局）】

豊中地域から

マイペンライ

刺激的で心地よい出会いと素敵な思い出が…

7月4日から6日まで、アジア保育教育研修交流事業(マイペンライ)をとりくみ、タイからブンマー・ロードディーさん(30才)とチュティマー・スーサットベーンチャクンさん(22才)の二人の研修生と通訳の田村さんを招きました。

4日はまず市役所を訪問、午後は豊中人権まちづくりセンターで豊中の部落解放運動のあゆみや人権まちづくりセンターのとりくみを報告し、夜は歓迎の「夕食会」をおこないました。

二日目(5日)は、朝は克明小学校の朝会に参加し、ブンマーさんはおどりを披露、そのあと3年生と1年生のクラスで交流しました。そして、いったん岡町図書館にいき、館内の案内をもらったあと、克明小学校で子どもたちと給食をとり、チュさんはひきつづいて岡町図書館へ、ブンマーさんは第五中学校へむかいました。そして、夕方は



児童館で子どもたちと「ボールあそび」をし、夜は「交流会」ということで、お二人のタイでの活動をスライドで紹介してもらいました。

三日目(6日)はセンター保育所で子どもたちとふれあいました。

まだあどけなさが残り、きらきらした目が印象的なチュさんは、好奇心いっぱい、すぐに人にもとけこんで、なんでも吸収していました。タイでは、図書館事業のスタッフとして働いていて、あのスマトラ沖地震による津波被害の支援にもかけつけて、子どもたちのサポートに活躍しました。首都バンコクには1500ほどのスラムがあり140万人が住んでいるそうですが、そのスラムで生まれ育ったブンマーさんは、逆境を生きぬいてきた強い心を持った人で、得意のおどりにもそれがみなぎっていました。



左がチュさん、右がブンマーさん

【佐々木寛治(事務局)】

お二人の感想

●チュさん

日本に初めて来て、とても興奮して緊張していたのですが、みなさんにとっても温かい歓迎をしていただいて、本当にうれしく思っています。豊中は本当に暖かいコミュニティで、人権センターの活動とか、いろんな方が来て一緒に料理をつくったり、楽しい活動をさせていただきました。そして、初めてのホームステイを経験したわけですが、家族の方が準備をよくしてくださっていて、私たちがついたらほっとできるような言葉をかけてくださったり、そういった心遣いがとてもうれしかったです。期間は短かったんですけど、最後に「センター」を出るときにした思い、すごく離れがたいって感じて、あのときの気持ちは一生忘れません。

●ブンマーさん

日本にも目に見えないところで差別があるということを知りました。わたしもスラムで生まれて、今活動していますけども、やはり自分の生まれやルーツを隠すというのはよくないと思います。わたしはクロントイの人間だっていうことを言いたいし、いつも言っています。真実を伝えていくことがそういった差別を取り除くためにも効果的なのではないかと感じました。

部落の問題とスラムがかかえている問題とは共通点が多いとすごく思いました。政府と闘って得てきた権利とか、住民の生活をよくしていこうとか、地域のつながり、そういったものを大切に、団結して問題に立ち向かっていこう、そういった精神はつながるものだ

と思いました。部落の活動をし続けてきた人たちに敬意を表したい、すばらしいことだと思います。

マイペンライをとりくんで

酒井留美

三人ともとても気さくな人たちで初対面という感じはしませんでした。1日目の「夕食会」の日はうちの子の誕生日のお祝いと一緒にしてもらい、プレゼントもいただき、彼女にとって一生忘れることのないステキな日になりました。

タイでは経済的な困窮や家庭の都合や教育環境が不十分なため学校へ行けない子どもが多く、学校へ行って学ばせ、生活の改善、仕事などにつなげていく活動などを行っていることをブンマ - さんから聞かせてもらいました。

ブンマ - さんがいろいろな場所で、何度も何度も「差別はどこにもあり、なくならない、人間同士うやまう気持ちがあればいいと思う。自分のルーツ、原点をしっかりと見つめ、誇りを持って生きていくことが大切だ」と言っていましたが、部落である自分の生き方とすごく共通するところがありました。今回の出会いを大切に、今後も少しでもマイペンライの取り組みが続けていけたらと思います。



「同和地区問い合わせ事件」で確認会

今年の1月13日に不動産会社の社員がお客さんに依頼されて、(持参した「同和問題の解決に向けた実態等調査」報告書のコピーを指差し)「この資料で取り上げられている地域のこと、大阪市から不動産を購入するお客様が勤務先でこういった資料があると話していたので送ってもらった。お客様から購入しようとする場所が、こういうところに当てはまるかどうか教えてほしい。また、その窓口はどこなのかとの依頼で聞いておこうと思って来た。ここに書かれている、こういった感じのところ」と言って市役所の人権企画課に「問い合わせ」にきた事件についての確認会が7月12日に豊中人権まちづくりセンターで行われました。社長と問い合わせにきた社員が出席し、お客さんに依頼されたいきさつや、市役所に来た理由、部落問題との出会い、会社としての「事件」のうけとめ方などについてやりとりがなされました。

うわべだけの理解、“おごり” が差別事件を！

そのなかで、社員も社長も「こういう問題に本気でとりくみたいと思っている」「差別という観点で対応しているつもりはない」「差別はあってはならないこと」「差別をする側ではない」など、部落問題についてはそれなりに理解・認識をしていることを強調しました。しかし、お客さんが物件が同和地区かどうかを意識して尋ねているのに、それにきちんと対応できずに市役所に確認にきているわけで、その点をつかれると、「対応が不十分だった」「認識の甘さがあった」ことを認めました。

お客さんは、2000年に実施された「同和問題実態等調査」の豊中市の報告書を手に入れ、自分が購入したいと思っている物件(土地)が、そこに記載されているいわゆる同和地区にあたるのかどうか確認したいということで、社員に調査を依頼したのです。そこが同和地

区であれば避けたいという意図を持ったものであり、明らかな部落差別行為です。そして、そうした依頼に対しては、これをたしなめ、差別を糾すべき立場にあるにもかかわらず、客の依頼内容が部落差別であることをきちんと見抜けず、それに手を貸した社員の行為もまた部落差別行為だと言わねばなりません。

二人とも30才前後で、会社もできて1年あまりで、いろんな意味で“やる気”は伝わってきましたし、「差別はしない、理解はしている」と自信をもつこ

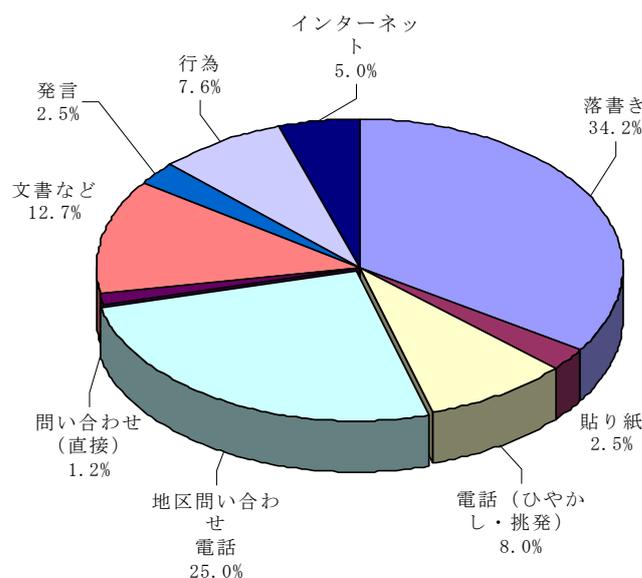


とは悪いことではないとも思いますが、「事件」は謙虚さを忘れると誤りをおかすことを教えています。わかっているはずの部落問題で、結果的に差別的な問い合わせに荷担してしまったのはなぜか、「事件」を重くうけとめ、きびしく問い直しをし、もう一步深い理解につながるようなとりくみをすべきだと思います。

「地区問い合わせ事件」の背景にあるもの

同和地区の所在地を問い合わせる事件がふえていること（前の10年が2件、この10年が21件）がこの10年間の部落差別事象の特徴の一つです。それは相手を確認できない電話だけではなく、市役所に出向いてきて面と向かって尋ねるケー

1994～2003年の10年間に豊中市内で確認された部落差別事象80件の内訳



ス、さらには不動産会社の社員が名刺を出して尋ねるケースもあるなど、そこには部落問題をめぐる今日的なありようの一端が映しだされているように思います。

一連の問い合わせ事件に共通することは、同和地区の所在を尋ねることは問題ではない、もっと言えば行政は答えて当然だという考え方です。一昔前であれば、こうした行為は人目をはばかって行われていたと思いますが、それが公然と表に出てきているところに、部落問題に対するかつてとは違った意識を垣間見ることができます。

この間のとりくみによって部落差別は社会悪であり、許されないものだという認識が確立してきたことは事実ですが、同時にそれは人々の部落問題へのタブー意識を解き放つ作用もしました。言い換えると、これらは部落問題がオープンにとりあげられる土壌をつくりましたが、「何でもあり」の状況ももたらしたと言えます。その結果、部落問題に対する認識を欠いた人が、“気楽に” 問い合わせる事態になったのだと思います。

みなさんはどのようにお考えになりますか？ご意見をお寄せください。

【佐々木寛治（事務局）】

出典：教宣シリーズ6「豊中の差別事象」より

一人で悩まないで...

人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

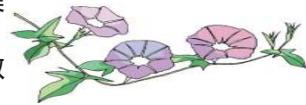
火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あ・と・が・き

「刺客」だの「仁義なき戦い」だのと物騒な言葉が飛び交い、熱い選挙戦がたけなわです。郵政民営化を問う国民投票、政権選択選挙、小泉改革の審判、憲法改正の是非を問うなどなど、いろんな意味づけができますが、いずれにしてもこれからの日本の進路を、私たちの未来を決める大きな意味を持つ選挙であり、悔いのない選択をしたいものです。私たちが注視をしてきた「人権侵害救済法」制定のとりくみは、自民党内から「そもそも人権擁護法などはいらない」「人権擁護委員の選任基準に国籍条項をもうけるべきだ」との理不尽な反対論が吹き出し、反対運動が組織されました。与党人権懇話会はギリギリまで法案提出への努力を続けましたが、7月25日に「今国会での法案提出断念」という最悪の決定をするに至りました。人間存在の根幹にかかわる人権問題は、政党政派や主義主張をこえたものであるはずですが、もはやそ

うした論理は通用しないようです。政治的な思惑や為にする論理がまかり通ることを許さない世論を興すことができるかどうか、そこに事の成否がかかっていると思います。裁判沙汰になっている「すてっぷ」の館長交代劇の背景には何があったのか？情報化の時代とは思えないほど情報が閉ざされています。根っこには、雇用やジェンダー、男女共同参画など「人権」をめぐる問題があります。「6つの不思議」だけでは読み解けません、問題の入口にはなるはずですが、ちがった角度からの意見もあればぜひお寄せください。前号で2005年度の賛助会員をおねがいしたところ、8月末現在で22人(49口)の方が応じていただきました。厚く感謝申し上げます。引き続き、募集しておりますので、よろしく願い致します。



●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806